

根拠法令

北広島市上下水道事業経営審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上下水道事業の経営計画に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他上下水道事業の運営上必要と認めること。

都市計画法

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3～7 略

北広島市下水道事業受益者負担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、札幌圏都市計画北広島市公共下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第1項の規定に基づき徴収する受益者負担金(以下「負担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、当該土地の所有者と地上権等を有する者との協議により当該土地に係る負担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。

2 (略)

(負担区)

第2条の2 この条例において「負担区」とは、負担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。

(各受益者の負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げる各負担区ごとの1平方メートル当たりの単位負担金額に当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積を乗じて得た額とする。

負担区名	単位負担金額
東部負担区	280円
大曲負担区	470円
輪厚負担区	470円
西の里負担区	490円
西の里南負担区	520円

2 前項において算出された負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。